

# 工場立地法の緑地面積率等を緩和しました

工場立地法は、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としており、生産施設、緑地および環境施設の敷地面積に対する割合が定められています。

茅野市では、市内事業者の産業振興と安定した雇用の維持・創出等を図るため、国が定める基準内のうち最大限に緩和する「茅野市工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定しました。

**(令和6年(2024年)4月1日～)**

## 届出の対象となる工場の要件

**業種**：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所、太陽光発電所を除く）  
**規模**：敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 または 建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上

## 緩和内容

国の定める範囲内で、最大の緩和を行いました。

区分	住居・商業地域	準工業地域	工業地域 用途地域の定めのない地域
緑地 <sup>※1</sup> 面積率	20%以上 ⇒ <b>変更なし</b>	20%以上 ⇒ <b>10%以上</b>	20%以上 ⇒ <b>5%以上</b>
環境施設 <sup>※2</sup> 面積率	25%以上 ⇒ <b>変更なし</b>	25%以上 ⇒ <b>15%以上</b>	25%以上 ⇒ <b>10%以上</b>
重複緑地 <sup>※3</sup> 算入率	(敷地面積×緑地面積率) 25%まで ⇒ <b>50%まで</b>		

※1 緑地とは、樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域での生活環境の保持に寄与するもの。または低木、芝、その他の地被植物で表面が被われている土地、または建築物屋上等緑化施設のこと。

※2 環境施設とは、「環境施設＝緑地＋緑地以外の環境施設」のこと。

緑地以外の環境施設とは、噴水、池などの修景施設、屋外運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設等のこと。

※3 重複緑地とは、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することができる。

(例) 緑化駐車場（緑地と駐車場の重複）、工場棟の屋上緑化（緑地と建築物の重複）

工場立地法に関する詳細や届出のダウンロードにつきましては、茅野市ホームページをご参照ください。  
また、工場立地法に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel:72-2101(内線 433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

